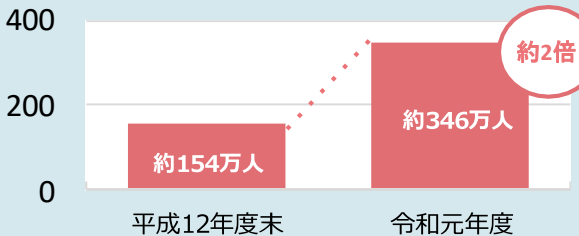


親介護一時金支払特約

親介護一時金支払特約に加入すると安心です

●要介護2以上の認定者数



出典：令和元年度 厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」より

Q「要介護2」の身体状態の目安は？

A 軽度の介護を必要とする状態をいいます。

（例）食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。
立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。
ものわすれや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。等

出典：公益財団法人生命保険文化センターホームページ
<https://www.jili.or.jp/lifeplan/lifeseconomy/1110.html>
「要介護度別の身体状態の目安」より抜粋

●介護費用平均総額

約 581 万円

= 平均月額費用/8.3万円 × 介護の平均期間/61.1か月 + 平均一時費用/74万円

ベッド代や住宅改造費といった一時費用（初期費用）を含めると、介護費用の平均総額は約581万円にもなります。高額費用を想定して備えることが大切です。

（注）公的介護保険の高額介護サービス費制度が適用されるケースについては、自己負担の上限額が適用されることがあります。

出典：公益財団法人 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」令和3年度より

本人の親と配偶者の親が
加入できます ※1



特約被保険者

※1 保険金の受取りは特約被保険者である親となります。

お申込みは簡単
本人が親に健康状態を確認
代理して告知を行います。



要介護2以上から ※2



※2 「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットしています。

■保険料

		親介護一時金支払特約		
セット名		A	B	C
親介護一時金額 (フランチャイズ期間：90日)		100万円	200万円	300万円
特約被保険者（親） 1名あたりの月払保険料				
2026年9月1日時点の 特約被保険者（親）の満年齢	40～44才	10円	10円	20円
	45～49才	20円	30円	50円
	50～54才	30円	70円	100円
	55～59才	80円	160円	240円
	60～64才	180円	360円	550円
	65～69才	430円	860円	1,280円
	70～74才	970円	1,940円	2,900円
	75～79才	2,150円	4,300円	6,450円
	80～84才	5,440円	10,870円	16,310円
	85～89才	11,120円	22,230円	33,350円

●フランチャイズ期間（免責期間）90日

●記載の保険料は団体割引20%（被保険者数1,000名以上5,000名未満）適用でご加入いただいた場合の保険料です。

●保険料は、特約被保険者（親）の年齢ごとに算出されます。

●左記は、特約被保険者（親）お一人あたりの保険料です。2名以上の場合、それぞれの保険料の合計となります。

●特約被保険者（親）ごとに異なるセットを選択することはできません。同一セット（同一保険金額）でのご加入となります。

●「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットしています。

・保険金の受取りにあたり、保険金の支払いを受ける以前に未払込保険料※の全額を一括して払い込みいただく必要があります。

※親介護一時金支払特約部分の未払込保険料（保険期間満了までの月数分の特約保険料全額）をいいます。

親介護一時金支払特約

■ 親介護一時金支払特約とは

GLTD制度の被保険者本人である従業員またはその配偶者の親が要介護状態※となり、その要介護状態が、要介護状態となった日を含めてフランチャイズ期間（免責期間）を超えて継続した場合に、**特約被保険者（親）**に対して保険金をお支払いします。

※公的介護保険制度の「要介護2以上」の認定を受けた状態（公的介護保険制度の給付対象外となる場合は特約に定める基準による状態）をいいます。
※「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットしています。

■ 加入資格（特約被保険者）

- GLTD制度の被保険者本人の親またはその配偶者の親で、保険始期日時点の満年齢が40才～89才までの方。（以下「特約被保険者」といいます。）
- 従業員がGLTD制度・基本セットに加入した場合に、本特約に加入することができます。
- GLTD制度・基本セットの加入申込時に特約被保険者（親）を指定していただきます。保険期間中の変更はできません。

■ 保険期間（ご契約期間）

2026年9月1日午後4時より2027年9月1日午後4時まで

■ 健康状態告知について

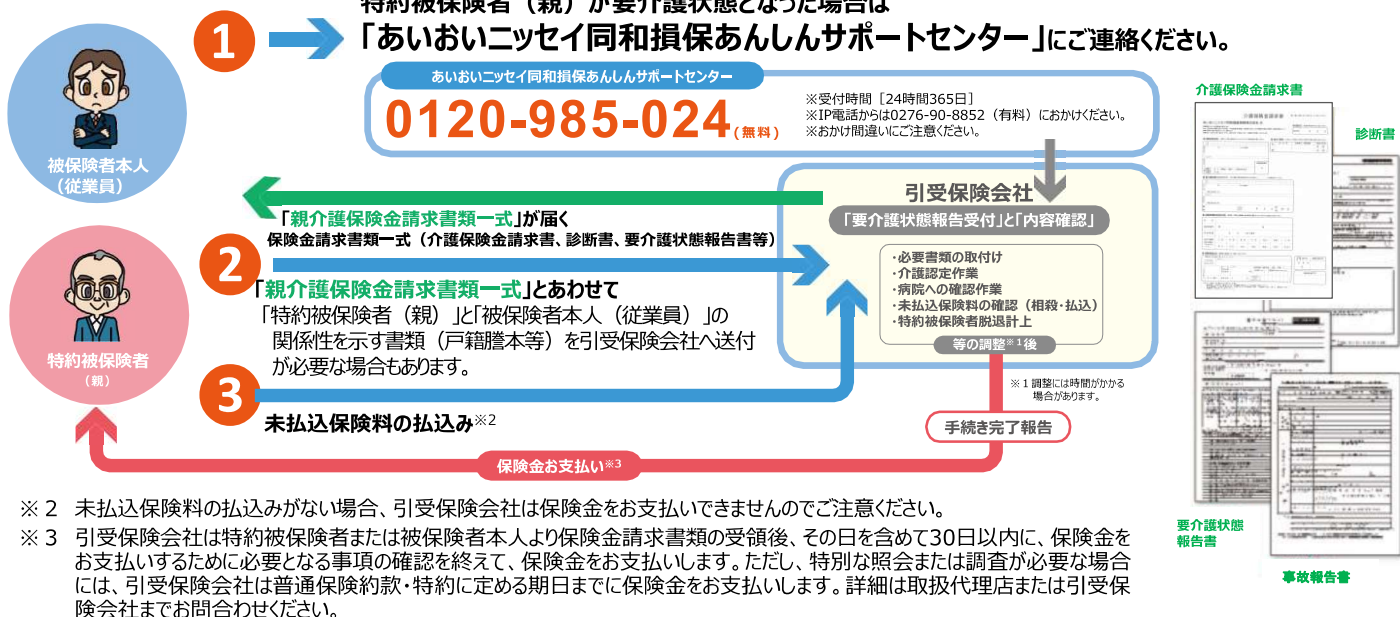
GLTD制度の被保険者本人が特約被保険者（親）に健康状態を確認し、代理して告知を行いますので、別居の場合でも簡便な手続きが可能です。医師の診査や特約被保険者（親）の署名は不要です。

■ お申込み方法

プランはセット名 A、B、Cからお選びください。選択いただいたセットが特約被保険者（親）全員に適用されます。

※紙募集ツールを配布されている方は「加入申込票」に必要事項をご記入のうえ GLTD保険の被保険者本人がフルネームでご署名いただき、同封の返信用封筒にてご提出ください。（特約被保険者（親）の署名ではありません。）

■ お支払いの流れ



※2 未払込保険料の払込みがない場合、引受保険会社は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

※3 引受保険会社は特約被保険者または被保険者本人より保険金請求書類の受領後、その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■ 注意事項

- ※ 保険期間1年の契約で、原則として加入資格を満たすかぎり、継続して加入いただける自動継続契約です。契約内容に変更・脱退のお申出がないかぎり、ご契約は自動的に継続されます。また、継続後の保険料は継続日時点の特約被保険者（親）の年齢・保険料率等により、変更となる場合がございます。
- ※ 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- ※ 親介護一時金支払特約について、引受保険会社が保険金をお支払いした場合は継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますのでご注意ください。
- ※ 保険金の受取りは特約被保険者（親）となります。
- ※ このチラシは団体長期障害所得補償保険の親介護一時金支払特約の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

■ お問い合わせ先等

取扱代理店

株式会社ヤマダファイナンスサービス（非幹事）

ジャパン・アフィニティ・マーケティング株式会社（幹事）

〒107-6216 東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー

お問合わせ先

アフィニティ・コンタクトセンター

0120-257-522

携帯電話からもご利用いただけます。
受付時間 9:00～17:00（祝日を除く月～金）

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（幹事）

損害保険ジャパン株式会社（非幹事）

（団体長期障害所得補償保険）

（2026年3月承認）A25-103482